

廃棄物(ごみ)の処理方法について【ナノ生命科学研究所】

1. 一般廃棄物

以下のとおり分別し、半透明ゴミ袋に入れ、しっかりと口を閉じてください。

「一般廃棄物搬出票」を半透明ゴミ袋にセロテープ等で添付すること。

分類	内容物	注意事項	ゴミ置き場
燃やすごみ(可燃)	紙くず、ちり、生ごみ、衣類、布くず、割り箸、乾燥剤など		①
あき缶 ※	飲料用の缶、缶詰の缶、王冠、金属製キャップ、のりの缶、お菓子の缶で1辺が25cm未満のもの		③
あき瓶 ※	飲料用の瓶、インスタントコーヒー、はちみつ	あき瓶のふたで、金属製のものはあき缶の収納袋へ、プラスチック製のものは容器包装プラスチックに出してください。	③
ペットボトル ※	飲料用、みりん、しょうゆ、めんつゆなどの容器	キャップは、はずして容器包装プラへ。ラベルは、基本的にはがさなくてよい。	②
容器包装プラスチック ※	レジ袋(スーパーの袋)		②
	ポリ袋類(トイレットペーパーの袋、菓子(裏が銀色でも対象)の袋、米の袋、汎用ポリ袋、ラーメンの袋)		
	発泡スチロール類(インスタント食品、カップ麺、肉・魚・野菜・惣菜トレイ)	トレイやカップなどの容器は、洗ってから出してください。	
	プラスチック容器(惣菜、海苔、菓子、味噌、豆腐、紅茶、玉子ケース、カレー、マーガリン、いちごケース)		
	ラップ類(キャラメルやタバコ、ノートなどの包装用フィルム、3連ヨーグルト・納豆・カップ麺・肉・野菜・魚等の包装用フィルム)		
	カップ類(アイスクリーム、乳酸飲料、ヨーグルト、インスタント食品のプラスチック容器)		
	ボトル類(液体ワックス、ウォッシュャー液、食用油、ソース、シャンプー・リンス、化粧品)		
	チューブ類(ケチャップ、マヨネーズ、練りわさび、歯磨き粉、工作用のり)	ボトル・チューブ類は、中身を使いきって洗ってから出してください。	
	その他(チューブ類や洗剤のキャップ、ペットボトルのフタ、入浴剤のフタ、工作用のり、たまねぎ・枝まめなどのネット、苗木ポット)		

※洗浄してから廃棄してください。

2. 古紙(裏カーボン紙・写真・ビニールコート紙・感熱紙は除く)

内容物	注意事項	ゴミ置き場
段ボール	それぞれの種類に分別し、紐等で結んで出してください。	⑤
雑誌		
新聞紙		
紙パック		
コピー用紙		

3. 産業廃棄物(※実験等に使用したものは除く)

以下の分類に分別して透明ポリ袋に入れ、必ず「産業廃棄物搬出票」をポリ袋に貼り、所定の場所に出してください。

分類	内容物	注意事項	ゴミ置き場
ガラスくず	割れた板ガラス、化粧品、コップ、耐熱ガラス製品、農薬、皿ガラス等		④
陶器類	茶碗		④
廃プラスチック類	バケツ、ポリタンク、ビデオテープ、CD、ハンガー、歯ブラシ、皮革製品、合成樹脂製器具、ビニルチューブ、ボールペン、フィルム、その他の合成樹脂製のもの		④
ゴムくず	ゴム製手袋、ゴムホース		④
発泡スチロール			②
金属くず	トレイ、フライパン、電気のコード類、やかん、スプレー缶(火気のない屋外で穴を開けて)、缶(1辺が25cm以上のもの)		④
乾電池			④
蛍光灯管球			④

4. 産業廃棄物(実験等に使用したもので、無害化処理を行い、何も残っていないもの)

有害物が付着しているものは**必ず洗浄**し、ポリ袋に入れ、必ず「産業廃棄物搬出票」をポリ袋に貼り、所定の場所に出してください。

※有害物又は有色物が少しでも付着している場合は回収を拒否される場合があります。

その場合、ゴミを出した研究分野に連絡しますので、持ち帰っていただき再分別を行ってください。

※有害な物質が付着していない実験系紙布類は、一般ごみと同じ分別を行ってください。

分類	内容物	注意事項	ゴミ置き場
実験系ガラスくず	ビーカー、フラスコ、薬品ビン等	有害物が付着しているものは必ず洗浄すること。	④
実験系廃プラスチック類	ディスプレイザブルプラスチック製品・シャーレ等	有害物が付着しているものは必ず洗浄すること。	④
実験系金属類	金属スパークテル、アルミホイール等	有害物が付着しているものは必ず洗浄すること。	④

5. 感染性産業廃棄物

感染性物質又はその恐れのある物質については、ミッペール(感染性廃棄物用容器)に入れ、必ず封をすること。
「産業廃棄物搬出票(感染性廃棄物用・培地類廃棄物用)」をミッペールに貼付してください。

内容物	注意事項	ゴミ置き場
感染性廃棄物(感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物、又はこれらの恐れのある廃棄物)	オートクレーブ(高圧蒸気滅菌器)等で滅菌処理した後の滅菌バックに入った廃棄物についてもすべてミッペールに入れてください。 ※滅菌してあり安全であっても収集処理業者は収集してくれません。 「特別管理産業廃棄物」として分類されるため。	④
注射針、メス等の鋭利なもの		
液状・泥状の廃棄物(血液、レントゲン廃液、油類、薬品類)		
液状の血液などが付着又は残っている廃棄物		
オートクレーブ(高圧蒸気滅菌器)等で滅菌処理した後の滅菌バックに入れた廃棄物		
実験用紙布類:実験で使用したキムワイブ等の紙類、雑巾等の布類等の可燃物で有害なもの		
その他適正に処理することが困難なもの		



●●●研究室(研究室名を記入)

6. その他

内容物	注意事項	ゴミ置き場
備品・粗大ゴミ	備品や粗大ゴミ等の不要になった備品等については、倉庫に保管します。 通常は、施錠していますのでナノ生命科学研究所事務室までご連絡ください。	ナノ生命科学研究所2階倉庫(ガスボンベ庫横)
鉄くず・ガラ等		
土・コンクリートガラ・石		

オートクレーブ使用による滅菌処理方法

- ① 非感染性培地類（非感染性培地類が付着しているシャーレ等を含む）をオートクレーブバッグ等に入れる。



- ② オートクレーブで滅菌処理を行う。



120℃以上の湿熱で 20 分以上作用させる。
容器間に十分な隙間を作り、湿熱を十分 菌
に作用させる。



滅菌処理後状態



- ③ ②で滅菌処理済みの非感染性培地類をポリ袋に入れ、厳重に梱包する。



- ④ 使用した微生物等がわかるように別途定めた「産業廃棄物搬出票」を記入し、はがれないように貼り付け、指定の場所に排出する。

